

京都市告示第 2 1 3 号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者である京都シティ開発株式会社から，京都市ラクト健康・文化館条例第 4 条ただし書の規定に基づき，開館時間及び受付時間の臨時変更について次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成 2 5 年 7 月 1 1 日

京都市長 門川 大作

期間	区分		開館時間	受付時間
平成 25 年 7 月 22 日 (月) から 8 月 23 日 (金) まで。ただし，土曜日及び日曜日は除く。	コミュニティルーム以外の施設	変更後	8 時 15 分から 22 時まで。	8 時 15 分から 21 時まで。
		現 行	9 時 30 分から 22 時まで。	9 時 30 分から 21 時まで。
	コミュニティルーム	変更なし		

( 建設局都市整備部市街地整備課 )